

熊本人吉市

伝統ある「おくんち祭」にあわせて 年次有給休暇の取得を促進

● 取組のポイント

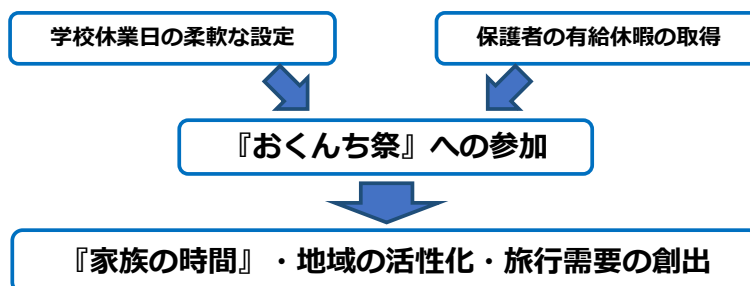
- 年次有給休暇の取得促進を通じて、地元で平安時代から続く「おくんち祭」への保護者をはじめとした住民や地元企業の参加を促し、家族の時間の創出等を通じて伝統文化の継承や地域の活性化を図る

1. 取組のきっかけと今までの取組内容

(1) 取組のきっかけ

- 国宝青井阿蘇神社では、平安時代から1,200回以上続く「おくんち祭」が、10月3日から11日までの日程で開催される。祭が最も盛り上がるのは、10月9日に行われる神幸行列である。
- 神幸行列には、各町内の子ども神輿も多数参加するものの、9日が平日となった場合、学校の対応が統一されておらず、保護者から「学校を休みにできないか」との要望が出されていた。
- 「大人（企業）と子ども（学校）の休みのマッチングを行い、地域ぐるみの家族の時間を創出」することを目的に、平成24年度に国土交通省観光庁の「地域における家族の時間づくり促進事業（家族の時間づくりプロジェクト）」に参加した。これを機に「10月9日を学校休業日」とした。また、学校休業日に合わせて、保護者である従業員が有給休暇を取得できるように商工会議所を通して周知・啓発を行った。しかし、「子どもは休日」となったものの、「保護者は仕事」という家庭が多く、そのギャップをどのようにするかといった課題が生まれた。
- 平成25年度から平成27年度まで厚生労働省の「地域の特性を活かした休暇取得促進のための環境整備事業」に参加し、10月9日に年次有給休暇の取得促進を図る活動に取組むことで家族と触れ合う時間を作り、ワーク・ライフ・バランス（仕事生活の調和）を図る環境づくりを推進した。

【取組のねらい】



「おくんち祭」の様子



(2) 取組内容

● 連絡会議の実施

- 人吉市や業界団体等の委員で構成する連絡会議を開催し、年次有給休暇取得促進策や意識醸成のための方策・取組内容の検討、関係各機関への協力依頼等の連携を図った。

● 休暇取得促進策の周知・啓発、事業場訪問による働きかけ

- 業界団体会報誌へのリーフレット折込により、事業場向けに周知した。合わせて市内の保育園、幼稚園、小中学校にリーフレットを配布し、園児・児童・生徒を通じて保護者へ、人吉市広報紙や地元新聞への広告掲載、公共施設へのポスター掲示、ラジオCM等により住民へ周知を図った。
- 労務管理の専門家が事業場を直接訪問して、重点実施日の年次有給休暇取得促進に向けて働きかけを行った。また、人吉市の事業場に加え、人吉市から周辺の事業場に勤務する従業員もいることから、球磨郡の事業場も対象とした。なお周知にあたっては、熊本県のPRキャラクター「くまモン」を最大限利用した。
- 神幸行列当日の10月9日には、神社境内の特設ステージから地元ラジオの生放送で、取組の紹介や年次有給休暇を取得して祭に参加している家族に対してワーク・ライフ・バランスについてインタビュー等を実施した。

この日は年次有給休暇を積極的に活用しましょう!!

★「おくんち祭」の日は人吉市内の小・中学校はお休みになります。
★年次有給休暇を積極的に活用して家族と触れ合う時間を作りましょう!

「おくんち祭」にくまモンがやってきます!!
(12:30より開催予定)
今年も「おくんち祭」の日は、メイン会場となる海戸神社の裏手にくまモンがやってきて、おくんちの盛り上げます。おくんちさまモン、休日も頑張るモン!、ちびっちゃん、お父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃん達と一緒に楽しんでね!

効率的に働いて、しっかり休める職場づくりに取り組みましょう!!
休暇の取得促進に向けて、労使が協力して取り組むことが必要です。具体的には、

- 経営トップによる社内への休暇取得推進の呼びかけ
- 管理者が率先して休暇を切替
- 労働組合等による企業、労働者への働きかけ
- パースデー休暇や半日休暇など多様な休み方の検討

などが考えられます。

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう!

年次有給休暇の計画的付与制度とは…
年次有給休暇の付与日数のうち、5日を数えた残りの日数については、労使協定を結び、計画的に休暇取得口を振り回すことができる制度です。この制度を導入することによって、休暇取得の促進が図れ、予定した活動を行いやすくなります。

2016年 10月		おくんち祭	
日	月	日	月
1	2	3	
4	5	6	7
8	9	10	11
12	13	14	15
16	17	18	19
20	21	22	23
24	25	26	27
28	29	30	31

今年のおくんち祭の日に、休暇を取得すれば、働きが楽になります。

2016年 11月

日	月	日	月
1	2	3	4
5	6	7	8
9	10	11	12
13	14	15	16
17	18	19	20
21	22	23	24
25	26	27	28
29	30		

今年のおくんち祭の日に、休暇を取得すれば、働きが楽になります。

自分自身の取組によって、働きが楽になります。働きが楽になります。働きが楽になります。

厚生労働省 熊本労働局 人吉労働基準監督署 熊本県 人吉市

2. 取組の成果と課題

(1) 取組の成果

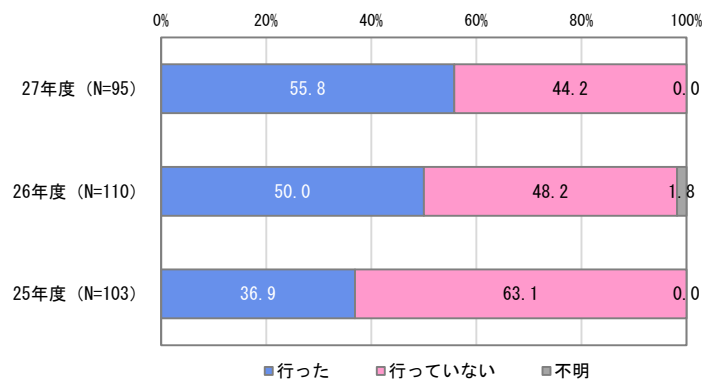
●全体を通じて

- 本事業の取組前は、青井阿蘇神社の周辺校区のみが9日を学校休業日としていた。しかし、事業を契機に、学校休業日が市内全域の小中学校に拡大し、子供神輿への参加等、祭りの活性化も図られた。
- 今までの慣習に加え、国の推進事業として平成25年度～27年度の3年間に周知・啓発強化の取組により、保護者をはじめとした住民や、地元企業の地域行事への参加を促し、伝統文化の継承、地域の大切な祭事として再認識ができ、地域活性化につながったと考えている。

●アンケート調査結果から

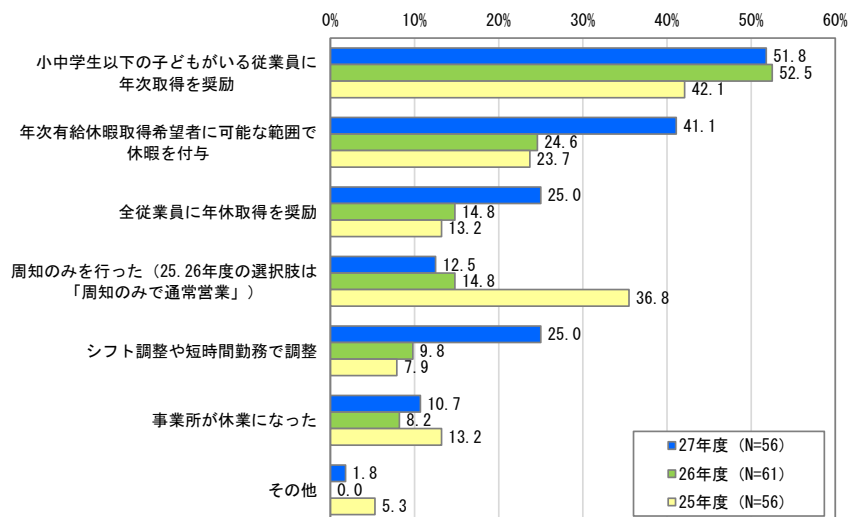
- 平成25・26・27年度の取組実施後の事業場向けアンケートでは、10月9日当日に何らかの休暇取得促進の取組を実施した事業場は、平成25年度の36.9%から平成27年度は55.8%に増加した。

10月9日の休暇取得促進の取組状況（事業場向けアンケート）



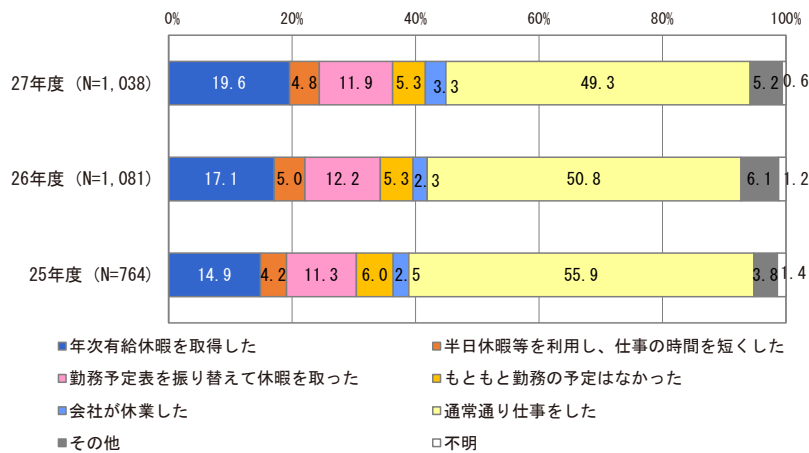
- 最も多い取組は、「小中学生以下の子どもがいる従業員に年休取得を奨励」で、平成25年度は42.1%であったが、平成27年度は51.8%に増加した。また平成27年度には41.1%の事業場で、「年次有給休暇取得希望者に可能な範囲で休暇を付与」に取組んだ。

10月9日の休暇取得促進の具体的取組内容（事業場向けアンケート、複数回答）



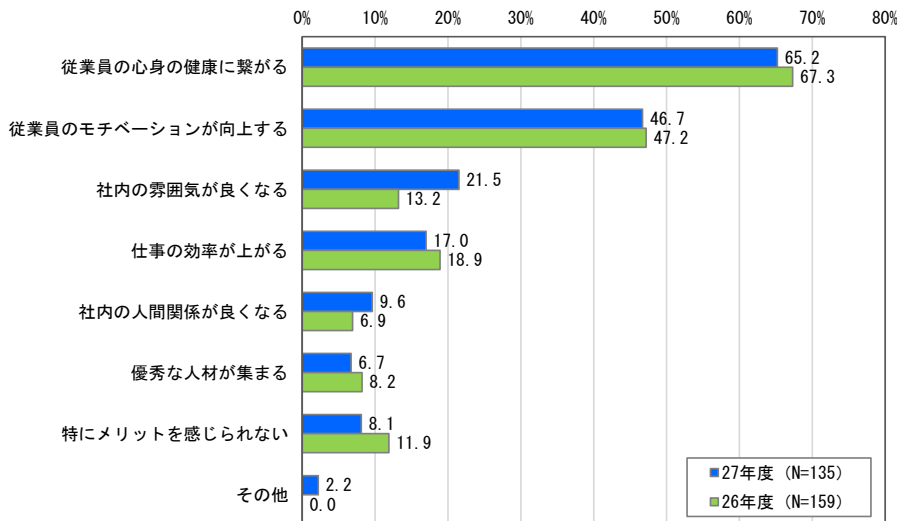
- 保護者向けアンケートでは、10月9日に年次有給休暇を取得した保護者は、平成25年度は14.9%であったが、年々増加して平成27年度では19.6%になった。半日の休暇や振替休暇の取得など、何らかの形で休暇取得した保護者も増加し、「通常通り仕事をした」と回答した保護者は、平成25年度の55.9%から年々減少し、平成27年度には49.3%となり、事業場の理解が進んだことが示されている。

10月9日の休暇取得状況（保護者向けアンケート）



- 従業員が年次有給休暇を取得することのメリットとして、事業場の6割以上が「従業員の心身の健康に繋がる」、4割以上が「従業員のモチベーションが向上する」と捉えている。

従業員が年次有給休暇を取得することのメリット
(事業場向けアンケート、複数回答)



(2) 課題

- 多くの地元企業からの協力も得られ、取組が地域の活性化等にもつながったものの、業種によっては休暇を取ることが難しい状況がみられた。そのため、事業所の理解と協力をいただけるよう、事業所における「休暇中のサポート体制」の検討など、継続して啓発活動等を行うことの重要性を認識した。

3. 現在（事業終了後）の取組内容

- ・神幸行列は毎年 10 月 9 日に行われるが、平成 28 年度は日曜日に当たり、学校や大半の保護者も休業日となる。そのため人吉市では、10 月 7 日（金）を「家族の時間の日」として、市内の小中学校を休業日とし、(8 日（土）～ 10 日（月）の 3 連休に 7 日を加え、) 4 連休を創出した。
- ・平成 28 年度も啓発活動に努め、周知チラシを 5,500 部作成、市内保育園・幼稚園・小中学校へ配布し、園児・児童・生徒を通じて保護者への周知を図った。
- ・また、人吉市広報紙や、各メディアへの情報提供・掲載依頼、公共施設でのチラシ配布等により住民への周知も行った。

4. 今後の課題

- ・平成 29 年度についても、周知チラシを 5,500 部作成し、市内保育園・幼稚園・小中学校へ配布し、園児・児童・生徒を通じて保護者へ 9 月に配布を予定。
- ・また、人吉市広報紙や、各メディアへの情報提供・掲載依頼、公共施設でのチラシ配布等により住民への周知を予定。
- ・人吉市の住民でありながらも人吉市外で勤務している人や、他地域から人吉市に進出しているチェーン店等の企業に勤務している人の中には、休暇を取れない場合があったため、今後、人吉市内のみならず市外等への本事業の周知・啓発の拡充が必要と考えている。
- ・また、子どもは休めても大人が仕事を休めないことが一番の課題である。どうしても休みを取れない家庭の子供の受け皿づくりについても必要性を感じている。

家族の時間づくりプロジェクト

家族の時間づくりプロジェクトとは
「子どもの学校休業日」と「大人の有給休暇取得」での休みをマッチングすることによって、
家族と一緒に過ごす「家族の時間」を創出することを目的としています。

人吉市では**10月10日(火)**を「家族の時間の日」として、市内の**全小・中学校を学校休業日とし、4連休を創設**します。
《※10月7日(土)・8日(日)・9日(月)〔体育の日・おくんち祭〕・10日(火)〔家族の時間の日〕》

平成29年度の取組み

学校休業日 (平成29年10月10日(火))

親の有給休暇取得

「家族の時間」の創設
●地域のイベント参加 ●家族の団らん etc

市民の皆様へ 市の取組みをご理解いただき、それぞれのご家庭や地域等で「家族の時間」の過ごし方を計画して、休暇をお楽しみください。

国においては、観光庁が企業と連携し、休暇を取得して旅行等を楽しむことを積極的に促進する「ポジティブ・オフ活動」を、厚生労働省が年次有給休暇の取得促進のため、10月を「年次有給休暇取得促進期間」とし、集中的な広報を実施しています。

【お問い合わせ】人吉市役所自治振興課自治支援係 電話：0966-22-2111(内線2124)

平成 29 年度の周知チラシ

【事例照会先】人吉市 総務部 自治振興課

〒 868-8601 熊本県人吉市下城本町 1578 番地 1 代表電話 :0966-22-2111

URL : <http://www.city.hitoyoshi.lg.jp/>